

株主各位

第12回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

平成28年6月1日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

目 次

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」	… 1 頁
②連結計算書類の連結注記表	… 6 頁
③計算書類の個別注記表	… 26 頁

上記の事項は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sonyfh.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされるものです。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」

I 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。
- ④取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員及び子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口で直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥取締役会は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。
- ⑦取締役会は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- ⑧取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役会に報告する。
- ⑨取締役会は、グループの内部監査に係る基本方針及び内部監査規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び当該規則等に従い適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社及び子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

- ③取締役会は、グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
- ④取締役会は、グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針及びコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
- ②取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定については、同会議に委任する。
- ③取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体及び連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

6. 当社及び子会社、並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社との間で経営管理契約を締結し、子会社に対しグループ共通の基本方針の遵守及び子会社を含むグループの業務の適正を確保するために必要な事項に関し当社の事前承認及び報告を求めるなど、当該契約に基づく経営管理を行う。
- ②当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議又は報告を行う。
また、当社及び子会社は、少数株主保護のため、親会社であるソニー株式会社（支配株主）及びそのグループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- ③当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査及び外部監査の結果を監視し検証する。
- ④当社及び子会社は、親会社にグループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
- ②監査役の職務を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役及び社員は、当社又は当社の子会社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員、社員及び子会社に周知する。
- ③取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
- ②当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

コンプライアンスに関する運用状況の概要

- ・取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しています。さらに取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度定めており、その推進を担当するコンプライアンス担当部署（総合管理部）を設置しています。当年度のコンプライアンス・プログラムについては、前年度の実施結果や事業環境変化等を踏まえ、取締役会が策定しましたが、その実施状況は取締役会及び経営会議へ四半期ごとに報告されました。また、グループ各社のコンプライアンス・プログラム実施状況等について所要の確認等を行うことを目的としたコンプライアンス連絡会議を開催しました。加えて、コンプライアンス意識のさらなる醸成のため、当社の役員、社員を対象としたコンプライアンス研修（eラーニングなど）を実施しました。
- ・取締役会は、反社会的勢力排除に関するグループ基本方針を定めており、当年度のコンプライアンス・プログラムに基づいて、当社及びグループ各社における反社会的勢力への対応に係る態勢の整備状況を確認しました。
- ・取締役会は、業務執行の指揮命令系統から独立した社内通報窓口を当社、グループ各社、及びグループ外それぞれに設けており、その利用方法及び通報者に対する不利益な措置の禁止を当社の役員、社員及びグループ各社に周知しています。
- ・取締役会は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等を適切に管理する態勢を構築しています。なお、当年度においては「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が施行されたことから、取締役会は、特定個人情報を適切に取り扱う態勢を構築するため、社内規則の制定及び改定を行い、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しました。

内部監査体制の運用状況の概要

取締役会は、内部監査規則を定めており、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署（監査部）を設置しています。内部監査担当部署は、監査役や会計監査人と連携しながら当社の内部統制システムの整備・運用状況を監視及び検証するとともに、グループ各社における内部監査の実施状況についてもモニタリングを行い、取締役会へ報告しました。

リスク管理に関する運用状況の概要

取締役会は、グループのリスク管理の基本方針としてリスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しています。また取締役会は、リスク管理担当部署（総合管理部）を設置し、当社及びグループ各社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理しています。リスク管理担当部署は、グループ各社における経営会議報告事項を中心にモニタリングした内容を取締役会及び経営会議へ四半期ごとに報告したほか、グループ各社との間でリスク管理会議を開催し、当社及びグループ各社が管理すべきリスクに関して、適宜、グループのリスク管理態勢の強化に向けた意見交換を行いました。当年度においては主に、金利急低下の影響やサイバーセキュリティに関して、グループ各社と議論しました。また、グループ各社のリスク管理委員会等にも適宜陪席し、モニタリングを行いました。グループの事業継続リスクに関しては、グループ各社の事業継続リスクの管理態勢を継続的に強化していくため、事業継続リスク管理に関する方針を含むコンティンジェンシープランを定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知するとともに、各社における態勢強化に向けた取り組みについてモニタリングしました。

取締役の効率的な職務執行を確保するための体制に関する運用状況の概要

取締役会は、職務の執行を効率的かつ適切に行う態勢を構築するため、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規則を定めるとともに、経営会議を設置し、取締役会で審議する事項の事前審議機関として位置付けているほか、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定を経営会議に委任しています。また、効率的なグループ経営を行うため、グループの主要子会社の代表取締役社長が当社取締役を兼ねています。当年度における取締役会の開催は14回、経営会議の開催は21回でした。また、取締役会は事業計画管理規則を定め、中期的な経営目標・経営方針・事業戦略・資本政策などを審議・確認することを目的として単体及び連結の事業計画を策定するとともに、毎月の取締役会で進捗状況を確認しました。

財務報告の信頼性を確保するための体制に関する運用状況の概要

取締役会は、グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する方針に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を毎年度実施しています。当年度の財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価の実施方針については、2015年6月の経営会議で承認し、当該方針に則って評価を進めています。

グループの経営管理体制に関する運用状況の概要

取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性の確保など、それぞれの態勢構築及び運用状況を監督しています。また、取締役会は、金融持株会社としてグループ各社の経営を管理し、グループ基本方針の遵守や、グループ各社の重要な意思決定について当社の事前承認・報告を求めることなどにより、グループの経営の適切性を確保しています。

また、取締役会は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ各社がグループ経営に影響を与える可能性のあるグループ内取引を行う場合、その適切性・適法性を確認のうえ、取締役会等で決議又は報告を行っているほか、当社及びグループ各社が当社の親会社であるソニー株式会社及びそのグループ会社との取引を行う場合は、少数株主保護のため、当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認しています。

このほか、グループ各社の経営会議の討議内容を共有する「グループ経営状況確認会」（当年度は41回開催）、グループ各社の月次業績及び各社にまたがる経営課題について情報共有・課題検討を行う「ソニーフィナンシャルグループ月次定例会議」（当年度は11回開催）を開催し、効率的なグループ経営を推進しました。

監査役の職務執行について

監査役会は、内部監査担当部署、会計監査人、社外取締役と定期的に情報・意見を交換しているほか、常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、グループ経営状況確認会、ソニーフィナンシャルグループ月次定例会議などの会議体へ参加し、適宜情報収集を図っています。また、グループ全体の監査態勢を強化するため、常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼ねているほか、グループ各社の常勤監査役とグループ常勤監査役連絡会を開催しています。

当社は、監査役の職務を補助すべき社員を任命するとともに、当該社員の任免及び人事考課については監査役の同意を得ることとすることで、当該社員の独立性を確保しています。また、当社は、取締役及び社員が当社又はグループ各社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、及び内部監査結果や社内通報制度を利用した通報を受理したときは、その内容をただちに監査役へ報告する態勢を整備しています。そのほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社は、監査役の職務の執行について生じる費用については、職務の執行に必要でないと認められる場合を除いて当社が負担することとしています。

②連結計算書類の連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 5社

会社名

ソニー生命保険株式会社

ソニー損害保険株式会社

ソニー銀行株式会社

ソニーペイメントサービス株式会社

SmartLink Network Hong Kong Limited

(2) 非連結子会社

主要な会社名

ソニー・ライフケア株式会社

ライフケアデザイン株式会社

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社 2社

会社名

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

SA Reinsurance Ltd.

(2) 持分法非適用の非連結子会社

主要な会社名

ソニー・ライフケア株式会社

ライフケアデザイン株式会社

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法非適用の関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号 平成12年11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」という）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

また、責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

国内生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・残存年数等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- (3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～47年 その他 2～20年
- (4) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法により償却しております。
- (5) リース資産の減価償却の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (6) 貸倒引当金の計上方法
貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。
- (7) 賞与引当金の計上方法
従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 役員退職慰労引当金の計上方法
役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当連結会計年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (9) 価格変動準備金の計上方法
株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (10) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。
 - ② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (11) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
連結決算日の為替相場により円換算しております。
- (12) ヘッジ会計の方法
銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段とし

て指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(13) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(14) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

イ. 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

ロ. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(15) 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成28年4月1日及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。ソニー生命保険株式会社及びソニー損害保険株式会社の課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当していないため、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.85%から、平成28年4月1日及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については28.24%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.00%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は24百万円、繰延ヘッジ損益が59百万円、退職給付に係る調整累計額が44百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が1,761百万円、その他有価証券評価差額金が1,842百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は14百万円減少しており、土地再評価差額金が同額増加しております。

(会計方針の変更に関する注記)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(連結貸借対照表の注記)

1. 担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 93,037百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 62,804百万円

借入金 40,000百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 37,960百万円

金融商品等差入担保金 7,701百万円

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。
- | | |
|------|-----------|
| 有価証券 | 48,796百万円 |
|------|-----------|
3. 非連結子会社及び関連会社の株式の総額
- | | |
|------------------|-----------|
| 株式 | 14,949百万円 |
| うち、共同支配企業に対する投資額 | 11,389百万円 |
4. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は、次のとおりであります。
- | | |
|--------|----------|
| 破綻先債権額 | 285百万円 |
| 延滞債権額 | 1,332百万円 |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
5. 当連結会計年度末において、貸出金のうち3か月以上延滞債権はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
6. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------|----------|
| 貸出条件緩和債権額 | 1,443百万円 |
|-----------|----------|
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
7. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、次のとおりであります。
- | | |
|-----|----------|
| 合計額 | 3,061百万円 |
|-----|----------|
- なお、上記4、6及び7に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、8,603百万円であります。
9. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。
- | | |
|---------|-----------|
| 減価償却累計額 | 31,898百万円 |
|---------|-----------|
10. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。
- | | |
|------|------------|
| 資産の額 | 850,323百万円 |
|------|------------|
11. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 期首残高 | 4,191百万円 |
| 契約者配当金支払額 | 2,752百万円 |
| 利息による増加等 | 2百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 3,564百万円 |
| 期末残高 | 5,006百万円 |
12. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として

純資産の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日
平成14年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出

13. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

融資未実行残高	30,611百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	27,011百万円

14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する連結会計年度末における生命保険子会社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

今後の負担見積額	9,821百万円
----------	----------

(連結損益計算書の注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	435,000	—	—	435,000
自己株式				
普通株式	0	0	—	0

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	17,399百万円	40円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,924百万円	55円	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,386円32銭
2. 1株当たり当期純利益 99円67銭

算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益は43,355百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は、434,999千株であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づき生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業を行っております。金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る）については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債・国内株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達を大宗を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないよう、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理（以下「ALM」という）を行っております。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として有価証券及び貸出金であります。有価証券は主に国債及び社債等であり、その他にも国内株式、外国証券、組合出資金等の様々な有価証券を、売買目的、満期保有目的、責任準備金対応目的及びその他保有目的で保有しております。これらは金利リスク、信用リスク、株式の市場価格変動リスク、為替リスク等に晒されております。なお、有価証券の一部には、非上場外国証券等の流動性に乏しい金融資産も含まれております。

また、貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。これらは債務不履行に伴う信用リスクならびに金利リスクに晒されております。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

一方、金融負債は、主として個人顧客からの預金による調達であり、金利リスクに晒されております。また、個人顧客からの預金には、外貨建のものを含んでおり、これらについては金利・為替リスクに晒されております。

生命保険事業におけるデリバティブ取引は、金利スワップによる保有資産及び負債の金利リスクヘッジ、為替予約取引による保有資産及び個人変額保険の最低保証に係る為替リスクヘッジ、及び株価指数先物取引による保有資産及び個人変額保険の最低保証に係る株式の市場価格変動リスクヘッジを行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。また、生命保険事業の利用しているデリバティブ取引にヘッジ会計は適用していません。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、主にALMの一環で行っております。この内、固定金利の貸出金、預金の金利リスクに対して、金利スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。貸出金については、ヘッジ開始時においてヘッジ対象の貸出金とヘッジ手段の金利スワップとが3か月以内の残存期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。預金については、ヘッジ開始時においてヘッジ対象の預金とヘッジ手段の金利スワップの金利インデックスが同一であること、ヘッジ対象とヘッジ手段が3か月以内の金利改定期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。

また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の金利変動に伴う相場変動を相殺する目的で金利スワップ取引等を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。ヘッジ開始時においてヘッジ対象の有価証券とヘッジ手段の金利スワップ等のキャッシュ・フローが一致していることを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

また、金融商品の取引にあたっては、流動性リスクに晒されております。流動性リスクには、資金繰りリスクと、市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなることや、資金の確保により通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。一方、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、保有するポジションを解消することが不可能となることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会、経営会議へ定期的に報告を行っております。

① 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、有価証券の発行体の信用リスクやカウンターパーティリスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。
法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。
さらに、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。
これらの信用リスク管理ならびに与信管理は、リスク管理部門ならびに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。
 - (a) 金利リスク
リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュー・アット・リスク (以下「VaR」という)) を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
 - (b) 為替リスク
リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
 - (c) 株式の市場価格変動リスク
リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
 - (d) デリバティブ取引
リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。
 - (a) 金利リスク
取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
 - (b) 価格変動リスク
事業連携関係の強化を目的とした政策投資として株式を保有しており、資産運用リスクに関する諸規定に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(a) 金利・為替リスク

市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として1か月に1回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日々管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリングならびに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、ALMの観点により、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 市場価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、市場・市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける、主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。

これらの金融資産及び金融負債について、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。平成28年3月31日現在における当該数値は、99%の信頼区間において1,781百万円となっております。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

- (i) 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しております。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的もしくは必要に応じて報告しております。
- (ii) 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (iii) 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、各種流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	144,364	144,364	－
(2) コールローン及び買入手形	88,200	88,200	－
(3) 金銭の信託			
その他の金銭の信託	303,973	303,973	－
(4) 有価証券			
売買目的有価証券	796,241	796,241	－
満期保有目的の債券	5,463,440	7,511,682	2,048,241
責任準備金対応債券	251,260	292,566	41,305
その他有価証券	1,477,548	1,477,548	－
(5) 貸出金	1,515,833		
貸倒引当金（＊1）	△1,035		
貸出金（貸倒引当金控除後）	1,514,797	1,664,235	149,437
資産計	10,039,827	12,278,812	2,238,984
(1) 預金	1,912,592	1,915,960	3,368
(2) 社債	20,000	20,081	81
(3) 債券貸借取引受入担保金	62,804	62,804	－
負債計	1,995,397	1,998,847	3,449
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,541	4,541	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(29,289)	(29,289)	－
デリバティブ取引計	(24,748)	(24,748)	－

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預貯金、(2) コールローン及び買入手形
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 金銭の信託
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託の時価に関する注記）」に記載しております。
- (4) 有価証券
株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。
- (5) 貸出金
①銀行事業の貸出金
貸出金は、貸出金の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。
割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクリュウミアムとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。
②生命保険事業の保険約款貸付
保険約款貸付の時価は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価額によっております。

負債

- (1) 預金
預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクリュウミアムとして銀行子会社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。
- (2) 社債
社債は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。
- (3) 債券貸借取引受入担保金
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場の非連結子会社・関連会社株式 (* 1)	14,949
② ①以外の非上場株式 (* 1)	149
③ 組合出資金 (* 2)	17,902
合計	33,001

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 非上場株式及び組合出資金のうち、実質価額が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価額をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。
当連結会計年度において、組合出資金について、153百万円の減損処理を行っております。
また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として実質価額が取得原価に比べて50%以上下落した場合としております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	144,364	—	—	—
コールローン及び買入手形	88,200	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	2,835	22,551	236,260	5,239,435
公社債	2,835	22,451	236,160	5,125,853
国債・地方債	2,565	19,464	234,110	5,069,780
社債	270	2,987	2,050	56,073
その他	—	100	100	113,581
責任準備金対応債券	20,086	3,659	—	218,130
公社債	20,086	3,659	—	218,130
国債・地方債	—	3,100	—	177,830
社債	20,086	559	—	40,300
その他有価証券のうち満期があるもの	143,665	361,150	198,405	566,501
公社債	17,224	117,747	136,687	555,600
国債・地方債	11,530	82,757	108,383	555,550
社債	5,694	34,990	28,304	50
その他	126,440	243,403	61,717	10,901
貸出金(*)	29,591	61,525	74,535	1,177,256
合計	428,743	448,886	509,200	7,201,323

(*) 貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付171,649百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金(*)	1,796,872	18,290	13,244	9,981	13,750	60,452
社債	10,000	10,000	—	—	—	—
合計	1,806,872	28,290	13,244	9,981	13,750	60,452

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券に関する注記)

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券 (単位：百万円)

当連結会計年度の損益 に含まれた評価差額
△75,945

2. 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	5,418,387	7,457,895	2,039,507
	国債・地方債	5,356,583	7,378,702	2,022,119
	社債	61,804	79,192	17,388
	その他	45,053	53,786	8,733
	小計	5,463,440	7,511,682	2,048,241
合計		5,463,440	7,511,682	2,048,241

(注) 時価が連結貸借対照表計上額を超えないものはありません。

3. 責任準備金対応債券 (単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	245,519	286,826	41,306
	国債・地方債	190,111	220,242	30,131
	社債	55,408	66,583	11,175
	小計	245,519	286,826	41,306
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債	5,741	5,740	△0
	国債・地方債	—	—	—
	社債	5,741	5,740	△0
	小計	5,741	5,740	△0
合計		251,260	292,566	41,305

4. その他有価証券

(単位：百万円)

区分		連結貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	公社債	979,725	831,276	148,449
	国債・地方債	909,832	763,337	146,494
	社債	69,893	67,938	1,955
	株式	29,209	14,181	15,027
	その他	310,742	298,750	11,992
	小計	1,319,678	1,144,208	175,469
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	公社債	6,790	6,801	△11
	国債・地方債	5,026	5,034	△7
	社債	1,763	1,766	△3
	株式	163	173	△10
	その他	151,801	152,610	△809
	小計	158,754	159,585	△830
合計		1,478,433	1,303,793	174,639

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 149百万円)及びその他の証券(同 17,902百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

5. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券
該当事項はありません。

7. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	161,541	11,422	26
国債・地方債	127,256	11,392	4
社債	34,285	30	21
株式	1,292	702	－
その他	35,120	551	160
合計	197,954	12,676	186

(金銭の信託の時価に関する注記)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	303,973	255,542	48,431	48,431	—

(注) 1. 本表には合同運用の金銭の信託50百万円を含んでおります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	26,921	26,921	448	448
	受取変動・支払固定	25,921	25,921	△25	△25
合計		—	—	422	422

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定した価額や取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約				
	売建	130,658	—	714	714
	買建	146,481	—	239	239
	外国為替証拠金				
	売建	54,688	—	1,920	1,920
	買建	20,508	—	794	794
	通貨オプション				
	売建	210	—	△2	0
	買建	211	—	2	0
	通貨先渡				
買建	12,735	—	680	680	
	合計	—	—	4,349	4,350

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
金融商品 取引所	株価指数先物				
	売建	72,793	—	△230	△230
	合計	—	—	△230	△230

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所における当連結会計年度末の最終価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	貸出金、預金	50,111	49,942	△2,048
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	その他有価証券（債券）	333,785	286,112	△26,945
	合計	—	—	—	△28,993

(注) 1. 業種別監査委員会報告第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	通貨スワップ	その他有価証券（債券）	15,206	—	△296
	合計	—	—	—	△296

(注) 1. ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

生命保険子会社は、東京都において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、5,384百万円（主な賃貸収益は生命保険事業の「利息及び配当金等収入」に、主な賃貸費用は生命保険事業の「賃貸用不動産等減価償却費」及び「その他運用費用」に計上）であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
108,486	△2,350	106,135	167,960

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価の算定にあたっては、当連結会計年度末時点の外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企业年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び銀行子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((9) に掲げられたものを除く)

退職給付債務の期首残高	33,841百万円
勤務費用	3,997百万円
利息費用	114百万円
数理計算上の差異の発生額	3,713百万円
退職給付の支払額	△1,866百万円
退職給付債務の期末残高	39,800百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((9) に掲げられたものを除く)

年金資産の期首残高	12,365百万円
期待運用収益	187百万円
数理計算上の差異の発生額	△326百万円
事業主からの拠出額	952百万円
退職給付の支払額	△334百万円
年金資産の期末残高	12,844百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	10,496百万円
年金資産	△12,844百万円
	△2,348百万円
非積立型制度の退職給付債務	29,395百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,047百万円
退職給付に係る負債	29,263百万円
退職給付に係る資産	△2,216百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,047百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	3,997百万円
利息費用	114百万円
期待運用収益	△187百万円
数理計算上の差異の費用処理額	932百万円
その他	45百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,902百万円

(注) 簡便法を採用している当社の退職給付費用は、「その他」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
数理計算上の差異	△3,106百万円
合計	△3,106百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識数理計算上の差異	5,296百万円
合計	5,296百万円

(7) 年金資産に関する事項	
① 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	
債券	65 %
株式	32 %
その他	4 %
合計	100 %

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	△0.2～0.6%
長期期待運用収益率	1.5～2.7%

(9) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	77百万円
退職給付費用	7百万円
退職給付の支払額	△9百万円
制度への拠出額	△3百万円
その他	19百万円
退職給付に係る負債の期末残高	91百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、267百万円であります。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

投資用不動産について、石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13～33年と見積もり、割引率は1.2～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における総額の増減

期首残高	722百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	14百万円
時の経過による調整額	14百万円
期末残高	752百万円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

③計算書類の個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のないもの・・・移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～18年
工具器具備品	3～20年
 - (2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
4. 退職給付引当金の計上方法

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。
5. 役員退職慰労引当金の計上方法

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、当事業年度末における内規に基づく期末要支給額を計上しております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 54百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 473百万円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債務 | 26百万円 |

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(1)営業取引による取引高

営業収益	21,308百万円
営業費用	164百万円

(2)営業取引以外の取引による取引高 234百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 75株

(税効果会計に関する事項)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	44百万円
賞与引当金	24百万円
未払事業税	3百万円
退職給付引当金	27百万円
有形固定資産の減損損失	33百万円
その他	1百万円

繰延税金資産小計 134百万円

評価性引当額 -百万円

繰延税金資産合計 134百万円

繰延税金資産の純額 134百万円

(関連当事者との取引に関する事項)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の 所有 割合 (%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ソニー(株)	東京都港区	858,867	製造業	(被所有) 直接 60	出向者の受入	出向者給与の 支払等	38	未払費用	3

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の 所有 割合 (%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ソニー生命保険 (株)	東京都港区	70,000	生命保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入・転 出、役員 の兼任	経営管理料の 受入※1	1,121	未収入金	314
							出向者給与の 支払※2	284	未払費用	19
							出向者給与の 受入※3	60	未収入金	3
	ソニー損害保険 (株)	東京都大田区	20,000	損害保険業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入、役 員の兼任	経営管理料の 受入※1	114	未収入金	32
							出向者給与の 支払※2	4	未払費用	0
	ソニー銀行(株)	東京都千代田区	31,000	銀行業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の受入・転 出、役員 の兼任、資金 の貸付	経営管理料の 受入※1	121	未収入金	34
							出向者給与の 支払※2	45	未払費用	4
							出向者給与の 受入※3	20	未収入金	1
						資金の貸付 ※4	-	関係会社 長期貸付金	20,000	
						利息の受取 ※4	234	その他 流動資産	69	
ソニー・ライフ ケア(株)	東京都渋谷区	760	介護事業	(所有) 直接 100	経営管理契約 の締結、出向 者の転出、役 員の兼任	経営管理料の 受入※1	0	未収入金	0	
						出向者給与の 受入※3	126	未収入金	8	
						増資の引受※ 5	1,500	-	-	

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 経営管理契約に基づき決定しております。

※2 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

※3 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

※4 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、弁済条件は期間10年、一括弁済としております。なお、担保は受け入れておりません。

※5 当社がソニー・ライフケア(株)の行った第三者割り当てを1株につき200,000円で引き受けたものであります。

(1 株当たり情報に関する事項)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 550円45銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円98銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

